

「貸金庫規定」新旧対比表（2021年4月1日改定）

（下線部分が改定箇所。赤字は規定一本化以外での改定。条文番号の表記変更のみの箇所は省略）

項番	改定前（貸金庫規定）	改定後（貸金庫規定）
1	<p>第2条（格納品の範囲）</p> <p>(1)、(2)省略</p> <p><u>(3)新設</u></p> <p><u>(4)新設</u>（現「自動貸金庫規定第3条」を集約）</p>	<p>第2条（格納品の範囲および重量制限）</p> <p>(1)、(2)現行どおり</p> <p><u>(3)危険物や変質、腐敗の恐れがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないものを格納することはできません。</u></p> <p><u>(4)完全自動型貸金庫1個に格納することのできる重量は30kgまでとします。</u></p>
2	<p>第5条（鍵の保管）</p> <p>貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ、借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。</p> <p><u>(2)新設</u>（現「貸金庫規定（カード式）第6条(3)」および「自動貸金庫規定第7条(2)」を集約・変更）</p> <p><u>代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、本人から代理人の氏名および代理人専用の暗証を届出てください。</u></p> <p><u>この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。</u></p> <p><u>なお、代理人のカードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。</u></p>	<p>第5条（鍵、カードの保管）</p> <p>(1)貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ、借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。<u>なお、正鍵の複製はできません。</u></p> <p><u>(2)カード式半自動型貸金庫、カード鍵発行型貸金庫、完全自動型貸金庫の場合は、借主および借主があらかじめ届出た代理人に貸金庫カード（以下「カード」）を発行しますので、借主および代理人が保管してください。また、暗証番号は他の人に知られないよう管理してください。</u></p> <p><u>なお、代理人のカードによる貸金庫の利用についても、この規定を適用します。</u></p>
3	<p>第6条（貸金庫の開閉等）</p> <p>(1)貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。</p> <p><u>①新設</u>（現「貸金庫規定第6条(2)」を移動）</p> <p><u>②新設</u>（現「貸金庫規定（カード式）第6条(1)」を集約）</p>	<p>第6条（貸金庫の開閉等）</p> <p>(1)貸金庫の開閉は、<u>以下の貸金庫の種類に応じて、借主または借主があらかじめ届出た代理人が行ってください。</u></p> <p><u>①一般型貸金庫</u></p> <p><u>開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開扉票に届出の印章により記名押印して提出のうえ、正鍵を使用して行ってください。</u></p> <p><u>なお、利用終了後は必ず貸金庫の施錠を確認してください。</u></p> <p><u>②カード式半自動型貸金庫</u></p> <p><u>開庫にあたっては、当行所定の場所においてカードを操作機に挿入し届出の暗証をボタンにより操作のうえ、正鍵を使用して行ってください。なお、利用終了後は必ず貸金庫の施錠を確認してください。</u></p>

項番	改定前（貸金庫規定）	改定後（貸金庫規定）
	<p>③新設（現「貸金庫規定（カード式）第6条(2)」を集約）</p> <p>④新設（現「自動貸金庫規定第7条(1)」を集約）</p> <p>(2)開庫にあたっては、<u>当行所定の貸金庫開扉票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。</u></p> <p>(2)新設（現「貸金庫規定（カード式）第10条」および「自動貸金庫規定第11条」を集約）</p> <p>(3)省略</p>	<p>③カード鍵発行型貸金庫 <u>開庫にあたっては、当行所定の場所においてカードを操作機に挿入し届出の暗証を操作したことにより発行されたカード鍵と正鍵を使用して行ってください。なお、利用終了後は必ず貸金庫の施錠を確認のうえ、カード鍵は当行所定のカード回収機に返却してください。</u></p> <p>④完全自動型貸金庫 <u>開庫にあたっては、当行所定の場所においてカードを操作機に挿入し届出の暗証をボタンにより操作のうえ、正鍵を使用して行ってください。なお、利用終了後は必ず貸金庫の施錠を確認のうえ、操作機の返却ボタンを押してください。</u></p> <p>(2)削除（第6条(1)①に移動）</p> <p>(2)(1)②から④において、<u>停電、故障等によりカードによる開閉ができないときは、貸金庫開扉票に氏名を記入のうえ、カードとともに当行の窓口提出してください。</u></p> <p>(3)現行どおり</p>
4	<p>第7条（届出事項の変更等）</p> <p>(1)印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。</p> <p>(2)、(3)省略</p>	<p>第7条（届出事項の変更等）</p> <p>(1)印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、<u>暗証</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって<u>契約</u>店に届出てください。この届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。<u>カード</u>、正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。</p> <p>(2)、(3)現行どおり</p>
5	<p>第9条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）</p> <p>(1)印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、<u>当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</u></p>	<p>第9条（<u>カード</u>、印章、鍵の喪失時等の取扱い）</p> <p>(1)<u>カード</u>、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、<u>当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、手続き完了までの間、相当の期間をおくことがあります。</u></p>

項番	改定前（貸金庫規定）	改定後（貸金庫規定）
	<p>(2)省略</p> <p>(3)新設（現「貸金庫規定（カード式）第9条(3)」および「自動貸金庫規定第10条(3)」を集約・変更）</p> <p><u>カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</u></p>	<p>(2)現行どおり</p> <p><u>(3)カードを失った場合または毀損した場合は、再発行に要する費用を支払ってください。</u></p>
6	<p>第10条（印鑑照合等）</p> <p>(1)新設（現「貸金庫規定（カード式）第11条(1)」および「自動貸金庫規定第12条(1)」を集約）</p> <p>（(1)新設につき、以下繰下げ）</p> <p>貸金庫開扉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いを<u>しました</u>うえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。<u>なお、使用される正鍵について当行は確認する義務を負いません。</u></p> <p>(3)新設</p>	<p>第10条（暗証照合、印鑑照合等）</p> <p>(1)当行の操作機によりカードを確認し、開庫の為の操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫その他の取扱いをしたうえは、<u>カードまたは暗証につき偽造、変造、その他の事故があってもその為に生じた損害について、当行は責任を負いません。</u>なお、操作機の故障等の場合に、当行の窓口においてカードを確認し、貸金庫開扉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、<u>取扱いをした場合も同様とします。</u></p> <p>(2)貸金庫開扉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いを<u>した</u>うえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(3)(1)および(2)において使用される正鍵について、<u>当行は確認する義務を負いません。</u></p>
7	<p>第12条（解約等）</p> <p>(1)この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。</p>	<p>第12条（解約等）</p> <p>(1)この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、<u>カード</u>、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、<u>カード</u>、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。</p>

項番	改定前（貸金庫規定）	改定後（貸金庫規定）
	<p>(2)次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ、貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～④省略</p> <p>⑤新設（現「貸金庫規定（カード式）第13条(2)⑤」および「自動貸金庫規定第14条(2)⑤」を集約）</p> <p>⑤～⑨省略</p> <p>⑩⑥から⑨の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合</p> <p>(3)～(6)省略</p>	<p>(2)次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ、貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～④現行どおり</p> <p>⑤カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき <u>（⑤新設につき、以下繰下げ）</u></p> <p>⑥～⑩現行どおり</p> <p>⑪⑦から⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合</p> <p>(3)～(6)現行どおり</p>
8	<p>第15条（譲渡、転貸等の禁止）</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)新設（現「貸金庫規定（カード式）第16条(2)」および「自動貸金庫規定第17条(2)」を集約）</p> <p><u>カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</u></p>	<p>第15条（譲渡、転貸等の禁止）</p> <p>(1)現行どおり</p> <p>(2)<u>カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</u></p>

※改定後の新规定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されます。